

# 道路上に設置した乗り入れ（段差解消） ブロック等についてのお願い

自宅や駐車場等との段差を解消するため、乗り入れブロックや鉄板などを道路上に設置することは、歩行者や自転車、バイクの転倒事故に繋がる可能性や、道路排水機能が低下し道路が冠水することも考えられ、大変危険です。

また、乗り入れブロックや鉄板を道路に設置することは、道路法に違反することになり、設置者（所有者または使用者）が原因となる事故が発生すると、損害賠償責任が問われる場合があります。

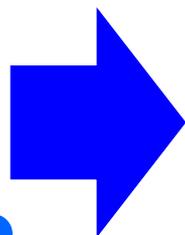
道路を安心・安全に通行できるように、道路上の乗り入れブロック等の撤去をお願いします。

なお、段差を解消したい場合は、市の承認を受け、自己負担により工事を行う事ができますので、詳細については、お問い合わせ先までご連絡願います。

※道路管理者の承認を得ずに縁石の切下げ工事を行うことはできません。

※縁石を切下げる幅などには基準が設けられています。

※道路構造の都合により縁石の切下げ工事を行うことができず、段差解消を図ることができない箇所もありますので、詳細につきましては下記お問い合わせ先までご連絡願います。



【お問い合わせ先】

留萌市役所 都市整備課 管理係

TEL : 0164-42-2010